

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津若松市長 室井 照平

市町村名 (市町村コード)	会津若松市 (07202)
地域名 (地域内農業集落名)	北会津(川南)地区 (下米塚集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>■人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業従事者の年代別の割合において、現状70歳代以上の方は4割程度だが、10年後には7割程度まで増加する。 ○農家世帯の約9割において後継者不在となっており、高齢化も相まって10年後までに規模縮小・リタイアを検討する農業従事者が増えている。 ○集落内における認定農業者が1経営体であるため、新たな認定農業者の確保・育成が必要である。 <p>■農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○畑地・樹園地において管理・集積に苦慮しており、特に果樹園については将来的な見通しがたっていない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ○集落内における認定農業者は現状維持の意向であり、新たな集落内の担い手の育成・確保がなされるまでは他地域の認定農業者等へ集積・集約化せざるを得ない。 ○農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定及び農地中間管理機構を活用した貸借を行っているが、今後は貸し手借り手の実情に合わせた貸借を行いつつ、利用権設定の契約期間満了後は農地中間管理機構による貸借へ移行する。 ○田については引き受け意向のある担い手が確保されているため水稻の作付けを継続し、担い手不足が懸念される畑地・樹園地へは入作者及び新規就農者の誘致を検討する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106.50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106.50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

○現状は、集落内の全農地において農業上の利用を行うこととする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○集落内における認定農業者は現状維持の意向であり、新たな集落内の担い手の育成・確保がなされるまでは他地域の認定農業者等へ集積・集約化せざるを得ない。 ○そのため、農地の貸借が生じた際に他地域の認定農業者との貸借が円滑に行われるよう、常に連絡を取り合う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定及び農地中間管理機構を活用した貸借を行っているが、今後は貸し手借り手の実情に合わせた貸借を行いつつ、利用権設定の契約期間満了後は農地中間管理機構による貸借へ移行する。
(3)基盤整備事業への取組方針
○水田と畑地・樹園地が混在する土地柄で、新たな基盤整備を行うのは難しいため、現状の農地利用を継続する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○将来、高齢化と後継者不足による農業従事者の減少に備え、新たな受け手としての新規就農者と新たな認定農業者の確保について検討していく。 ○また、当面の間は集落内外の担い手により集落内の水田は耕作地として維持される見込みであるが、規模縮小・リタイアを希望する農地面積が大きくなると担い手の不足が確実に見込まれるため、今後の状況に応じて集落主体の農業法人の設立についても併せて協議していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○農業機械の故障等の不測の事態が生じた際は、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑤果樹地帯の維持管理

○集落外の農業従事者や新規就農者を県・市などを通して幅広く募集し、集落で協力して利活用を検討していく。
○現状では集落の担い手の耕作面積にも限度があることから、今後増加すると見込まれるリタイアによる果樹地帯の未耕作地については、集落全体で協議し維持管理について検討していく。

⑦多面的機能支払制度への取組の継続

○農地の多面的な機能を継続していくため、多面的機能支払制度が継続している限り当該制度に継続して取り組む。
○組織体制についても、全面積を農業者だけで維持管理していくことは困難であることから、地域内の農家・非農家を問わず集落全体で可能な範囲で協力をいただき継続していく。

⑩定期的な営農意向の確認

○年1回程度地域計画の内容について協議を行い、離農や規模縮小の意向確認を行う。

下米塚 地域計画エリア

